

原子力発電所の保安活動総合評価について ～ 試行的運用が開始されました ～

原子力施設の安全の確保は、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づいて一元的に安全規制を行っている国（原子力安全・保安院）が、その役割を果たしていくことが基本となっています。

国においては、事業者による安全性の確保がより一層向上するようにするため、検討会において審議・検討を行い、平成21年度より「新検査制度」の本格運用を開始しています。

この検討の中で、国による検査の実効性の向上を目的として、事業者の実施する保安活動*を総合的に評価する仕組み（保安活動総合評価）を実施することを決定しています。

この度、「保安活動総合評価」の詳細の運用方法がとりまとめ、去る6月14日に、その結果が公表されましたので、その概要についてお知らせします。

なお、今後3年間程度を試験的運用期間と位置付け、評価方法などの検討していく予定となっています。

※保安活動：品質保証活動・運転管理・保守管理・燃料管理・放射性廃棄物管理・放射線管理などの事業者が行う発電所の安全を保つための活動

個別の評価

国などによる検査・審査等の取り組みで得られた情報に基づき、プラント（号機）毎に、次の2つの項目について、国がそれぞれ評価をします。

①安全重要度に基づく評価(SDP評価)

発電所で発生した事故や故障、検査での指摘事項などについて、「安全機能」、「放射線影響」、「品質保証」の観点から客観的に評価し、重要度に応じて、「Ⅰ」～「Ⅴ」の5段階に区分します。

②安全実績指標に基づく評価(PI評価)

計画外の停止回数や作業員の被ばく線量などの11の指標を用い、国内の発電所の運転実績に基づいた基準値により、安全性に係る運転状態のレベルを評価し、その程度に応じて、「レベル1」から「レベル3」、「安全運転上の問題なし」の4段階に区分します。

総合評価

個別に評価した「安全重要度に基づく評価」と「安全実績指標に基づく評価」のうち、最も厳しい評価結果の区分により、国が評価の判定をします。

○評価の判定方法

評価の区分	安全重要度に基づく評価	安全実績指標に基づく評価
課題は見出されなかった	Ⅴ	安全運転上の問題なし
軽微な課題が見出された	Ⅳ	
課題が見出された	Ⅲ	レベル3
重要な課題が見出された	Ⅱ	レベル2
許容できない課題が見出された	Ⅰ	レベル1